

ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務 に係る企画提案公募要領

消費者ニーズの多様化・複雑化、人口減少や環境問題をはじめとした社会課題解決への意識の高まり、コロナ禍による人々の価値観や行動の変容などにより、ものづくり中小企業は従来までの安価・高品質型から新たな価値創造型への転換が求められています。

ものづくり中小企業の成長に向けて、イノベーション創出のきっかけとなりうる革新的な技術を有するスタートアップとの協業は、自社の技術を活かした新たな価値創造に有効であり、スタートアップにとっても、自社での製造が困難な試作品・部品づくりにおいて、ニッチな分野で柔軟かつ迅速な対応を可能とするものづくり中小企業との協業はメリットがあります。

本業務では、両者が相互理解を深め、交流する出会いの場「大阪府 MONO×STAR 協業フィールド（仮称）」を新たに設け、①セミナー・イベント等の開催、②マッチングと案件のフォローアップ、③ホームページ等での情報発信に取り組むことで、「ものづくり中小企業とスタートアップの協業（以下、「協業」という。）は、企業の新たな価値創造のための有効な手法」との認識が両者とその支援機関等に広く一般化され、それを意図した企業の経営戦略や支援の企画が生まれるなど、協業が促進される状態をめざすものです。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務

(1) 業務概要【詳細は仕様書参照】

1. セミナー・イベント等の開催
2. マッチングと案件のフォローアップ
3. ホームページ等での情報発信

(2) 委託上限額

27,350,000 円（税込）

2 スケジュール

令和7年 4月11日（金）	公募開始
令和7年 4月18日（金）	説明会開催
令和7年 4月23日（水）	質問受付締切
令和7年 5月12日（月）	提案書類提出締切
令和7年 5月21日（水）	選定委員会
令和7年 5月下旬から6月上旬	契約締結
契約締結日から	事業開始
令和8年 3月31日（火）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する

入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年4月11日（金）から令和7年5月12日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課技術支援グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階

電話番号：06-6210-9705（直通） 06-6941-0351（内線3579）



ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ものづくり支援課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/oi10070/monostar.html>) からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年5月12日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は、受付場所への持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で提出期間内に必着）にしてください。（電子メール及びシステム等による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本（コピー可）4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本（コピー可）4部）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本（コピー可）4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本（コピー可）4部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式10：1部）

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ケ ①法人の履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによるものでも可）（1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記がされていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（１部：直近１カ年のもの）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

シ 障害者雇用状況報告書等の写し（１部）

α. 公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常用雇用労働者の数が４０人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者の数が４０人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
- ・ 公示の日の直前の６月１日現在（６月２日から７月１４日までに公示された場合は、前年の６月１日現在）の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

ｂ. 常用雇用労働者の数が４０人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式１１）

ス 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）

セ 企業人権協議会への加入申込書の写し（１部）

ソ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（１部）

タ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（１部）

※シｂ、ス～タについては、７（２）の審査基準における「府施策への協力」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください。

※上記ス～タについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務」提案書
株式会社〇〇（団体名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月18日（金） 午後3時から

(2) 開催方法

オンライン配信（Microsoft Teams）

(3) 申込方法

法人名及び説明会出席者名を記載し、下記申込先まで電子メールにてお申し込みください。送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。

（申込先）

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課

（gijutsushien@gbox.pref.osaka.lg.jp）

（メール件名）

【団体名●●株式会社】ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務説明会

(4) 説明会への申込期限

令和7年4月16日（水） 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月23日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（gijutsushien@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をお願いします。なお、電話での質問は受け付けません。（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答はものづくり支援課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/monostar.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は、令和7年5月21日（水）に実施し、時間については、事前に通知します。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準（ア＋イ＋ウ＋エ＝100点）

ア. 基本的事項（13点）

審査項目	審査内容	配点
基本的事項	◆ものづくり中小企業とスタートアップの協業について、これらを取り巻く現状や課題、事業目的に関し、十分な知識・理解があるか。また、提案内容が本事業の主旨に合致しているか。	13点

イ. 提案内容等（77点）

審査項目	審査内容	配点
1. セミナー・イベント等の開催	◆セミナー・イベント等の内容はものづくり中小企業とスタートアップが相互理解を深め、交流し、協業に向けての行動を促すようなものとなっているか。 ◆セミナー・イベント等のテーマ・開催時期・会場・定員・実施形態（講習会・ワークショップ・ピッチ等）・参加者募集ツール・広報手法は適切なものとなっているか。	18点
2. マッチングと案件のフォローアップ	◆協業ニーズの把握・協業パートナー企業の探索・マッチング支援の手法は適切で効果的なものとなっているか。 ◆マッチング後の進捗確認・課題解決をサポートするためのフォローアップの手法は適切で効果的なものとなっているか。	23点
3. ホームページ等での情報発信	◆ホームページ等の内容はものづくり中小企業やスタートアップ、両者の支援機関が協業に関心を持つようなものとなっているか。 ◆多くのものづくり中小企業やスタートアップ、両者の支援機関に届くような情報発信手法となっているか。	23点
4. 事業実施体制及び遂行能力	◆本業務を円滑かつ効率的に遂行するための具体的な運営体制及びスケジュールについて理由と共に提案がなされているか。また、提案者の過去の実績等を踏まえ、有する専門性、ネットワーク、ノウハウは本事業を実施するに十分か。 ◆提案者の経営状況、財務状況を踏まえ、本事業を遂行する能力はあるか。	13点

ウ. 府施策への協力（上限点数は5点とする）

審査項目	審査内容	配点
障がい者の雇用【必須】	障がい者の雇用 ＜実雇用率＞ 5.00％以上 4点 4.17～4.99％ 3点 3.34～4.16％ 2点 2.51～3.33％ 1点 ＜法定雇用障がい者数超過数＞ 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
公正採用選考人権啓発推進員の選任【必須】	公正採用選考人権啓発推進員の選任 推進員を選任している [1点] 推進員を選任していない [0点]	1点
大阪企業人権協議会への加入【任意】	大阪企業人権協議会への加入の有無 加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
就職困難者の就労支援への協力【任意】	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無 加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録【任意】	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 登録している [1点] 登録していない [0点]	1点

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

エ. 価格点（５点）

審査項目	審査内容	配点
価格点	価格点の算定式（例） 満点（５点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入した数値を得点とする。	５点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択・不採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をものづくり支援課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/ol10070/monostar.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 ＊申込順

③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案者の選定理由 ＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (6) (5)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
- (2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。
- (3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

【別記】

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第 6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- | |
|--|
| (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 |
| (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 |
| (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。 |
| (4) (3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。 |

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8(1)関係 個人情報管理台帳(例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の２点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長１年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50 パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第 61 号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第 2 条第 3 号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第 2 条第 4 号に定めるものをいう。